

## 西脇市公共建築物等木材利用推進プラン

### 1 趣旨

公共建築物等における木材の利用促進について、「西脇市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づく具体的な推進方法等を「西脇市公共建築物等木材利用推進プラン」（以下「推進プラン」という。）として定める。

### 2 期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。

### 3 対象

市の公共建築物及び公共土木工事

### 4 取組方法

- (1) 推進プランは、各部局の率先行動として実施する。
- (2) 毎年度の実施状況は、西脇市公共建築物等木材利用推進会議において検証し、必要な見直しを行う。

### 5 取組目標

公共建築物木材利用促進法の施行に伴い、市方針で達成すべき今後 5 年間（平成 24～28 年度）の公共建築物における木材の利用の目標を新たに設定する。

木材利用の率先行動の取組状況を把握するため、以下の指標を具体的に設定する。

#### 目標 1 <木造化の達成率 50%>

公共建築物については、木造化を図るものとする。ただし、法令等の制限により木造化が困難な建築物は対象から除く。

$$\text{木造化の達成率} = \frac{\text{木造化公共建築物（施設数）}}{\text{木造化対象公共建築物（施設数）}} = 50\%$$

- ※ 1 「木造化」とは、新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ※ 2 「木造化公共建築物」とは、構造耐力上主要な部分の 50% 以上に木材を利用している建築物とする。
- ※ 3 「木造化対象公共建築物」とは、次表のとおりとする。

○木造化対象公共建築物（※兵庫県公共建築物等木材利用促進方針準用）

建築物の種別		整備内容（例示）	建築物の規模
①公営住宅		公営住宅等	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下、3 階建以下
②教育施設		幼稚園・学校の校舎、体育館、セミナーハウス等	延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満、2 階建以下 (但し、校舎、体育館は、3,000 m <sup>2</sup> 以下を目途)
③ 一 般 施 設	社会福祉施設	保育所、児童・老人福祉施設等	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下、1 階建
	医療施設	診療所・病院等	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以下、2 階建以下
	運動施設	体育館、水泳場等	
	社会教育施設	図書館、公民館、交流施設等	
	庁舎	庁舎等	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下、3 階建以下

※1 その他法令の制限や、機能性、意匠性等の制約により木造化が困難な場合は、この限りではない。

※2 建築物の規模は、防火地域、準防火地域では、それぞれの制限の範囲内とする。

**目標2** <木質化の達成率 100%>

木造化が困難な公共建築物については、内装等の木質化率 50%以上の木質化を図るものとする。ただし、法令等の制限により木質化が困難な建築物は対象から除く。

$$\text{木質化の達成率} = \frac{\text{木質化公共建築物（施設数）}}{\text{木質化対象公共建築物（施設数）}} = 100\%$$

※1 「木質化」とは、新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、戸等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分等に木材を利用することをいう。

※2 「木質化公共建築物」とは、床・壁・天井等に木材を利用して、木質化率が50%以上となる建築物とする。

$$\text{木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の床面積}}{\text{延べ床面積} - (\text{木質化が困難な箇所の床面積})} \geq 50\%$$

※3 「木質化対象公共建築物」とは、次表のとおりとする。

○木質化対象公共建築物（※兵庫県公共建築物等木材利用促進方針準用）

建築物の種別		整備内容（例示）	木質化をすすめる部分
①	公営住宅	公営住宅等	壁、床
②	教育施設	小・中・高校の教室・廊下等	高さ 1.2m 以内の腰壁、床
		幼稚園の教室等	壁、床
③ 一 般 施 設	社会福祉施設	保育所、児童・老人福祉施設等	壁、床
	医療施設	診療所、病院の待合室等	高さ 1.2m 以内の腰壁、床
	運動施設	体育館等	壁、床
	社会教育施設	図書館、公民館、交流施設等	高さ 1.2m 以内の腰壁、床
	庁舎	情報公開室、広報・消費者対応窓口、記者会見場、幹部職員の執務室、県民交流スペース等	高さ 1.2m 以内の腰壁、床
庁舎のロビー等		高さ 1.2m 以内の腰壁、床	

※ 1 建築物の構造・床面積等により内装への木材の使用ができない場合がある。

※ 2 その他法令の制限や、機能性、意匠性等の制約により木質化が困難な場合は、この限りではない。

**目標 3** < 県産木材使用率の向上 >

木材使用量に占める県産木材の割合は、木造施設 70%以上、木質化施設 35%以上、公共土木 100%とする。

※ 1 木造施設：施設の建設に使う木材のうち、県産木材で調達難しい大径材、長尺材（梁や桁）等が 30%程度を占めるため、目標値を 70%とする。

※ 2 木質化施設：県産木材製品で調達難しいキズ等がつきにくい床材が、木質化面積の 60~70%程度を占めるため、目標値を 35%とする。

※ 3 公共土木：県産木材製品で土木資材の調達が可能なため、目標値を 100%とする。

別添1 木造・木質化が困難な建築物（※兵庫県公共建築物等木材利用促進方針準用）

用 途	具 体 例
火気・薬品を使用した訓練を目的とする施設	消火訓練施設、防災訓練施設、その他訓練の目的上木質化が不適当な建築物等
電気・給排水・空調等の機械設備の使用を目的とする施設	上水道関連施設、下水道関連施設、プール(本体)、水道事業所、天文台施設、エレベーター施設、駐車場、レントゲン室、空調設備室、給排水施設、電気設備室等
火気・薬品・油類等の使用を目的とする施設	工業実習棟、農業実習棟、薬品倉庫、実験室、病院等で薬品を扱う施設、調理施設、ボイラー棟、車庫等
衛生上、木質化が不適当な施設	保健所の犬舎、トイレ、病院等で衛生に配慮すべき施設、廃棄物集積場等
高い耐候性（耐朽性）を要求される施設	屋外競技場・観覧場、その他屋外での利用を主とする施設で木質化が不適当と判断される建築物等
人命や緊急用資材を確保するため、他の施設に比べ著しく不燃性能等を求められる施設	備蓄倉庫、避難所、地下通路、避難経路等
その他	入込者が少なく木材利用の効果を発揮できない建築物 耐震改修や小規模な補修等が目的の様様替えを行う建築物 その他の機能性、意匠性等の面で木造・木質化が困難な建築物